

資 料

奥入瀬落枝受傷事故

長 尾 英 彦

は じ め に

1. 問題の所在
 2. 判決の内容
 3. 検 討
- お わ り に

は じ め に

2003(平成15)年8月、国立公園奥入瀬溪谷(青森県)を散策中の旅行者が、突然落下してきたブナの木の子の枝の直撃を受けて負傷し、重い後遺障害が残った事故で、旅行者は同所を管理する国、県の過失(管理の瑕疵)を主張して損害賠償請求を行なった。

東京地判平18.4.7判例時報1931号83頁は、当該事故現場付近を事実上管理していた県について国家賠償法2条1項に基づき損害賠償責任を肯定し、当該ブナの木を含む国有林を管理していた国について民法717

条 2 項に基づき工作物責任による損害賠償責任を肯定した。⁽¹⁾

県・国側の控訴を受けた東京高判平19. 1.17判例地方自治288号41頁も、基本的に原審の判断を維持した (県・国側上告)⁽²⁾。

筆者は、結論として、県・国側の損害賠償責任を肯定した裁判所の判断を妥当と考えるものであるが、そもそも、国立公園内での天然木の落枝による受傷、という、先例の蓄積が 筆者の知るかぎり ほとんど無い珍しい事例であり、又、判旨の構成についてもなお部分的に検討の余地があるように見受けられるので、記録に留める意味も兼ねて紹介する次第である。

1. 問題の所在

国家賠償法 2 条は、「公の営造物の設置管理の瑕疵」に基づく損害についての国・地方公共団体の損害賠償責任を規定する。そして、この 2 条に基づく損害賠償責任は、同法 1 条の「公務員の不法行為による損害に対する賠償責任」と異なり、「無過失責任」である、とするのが、伝統的な理解であると思われる。⁽³⁾

なるほど、国民・住民に利用してもらうために設置した「公の施設」であるならば、それは絶対的に安全なものでなくては困る。「公の施設」の設置・管理を行なうのは確かに公務員ではあるが、その (具体的な) 「過失」が証明できないと賠償が請求できないというのは不合理であろう。そこで、近時の多数説は、2 条の「瑕疵」の意味を、「施設の客観的物的瑕疵」、「(当該施設が) 通常有するべき安全性を欠いていること」などと説明し (いわゆる「客観説」)、国・地方公共団体の無過失責任が規定されていると見るのである。⁽⁴⁾

もちろん、「無過失責任」といっても、国・地方公共団体側が免責される場合が全く考えられない訳ではない。事故が、天災などの不可抗力によって生じた場合、利用者の無謀・異常な利用の仕方により事故

青森・奥入瀬で枯れ枝直撃、重傷

国・県に賠償命令

1億4885万円

青森県十和田市(現十和田市)の国立公園内にある遊歩道・奥入瀬渓流の国有林で03年8月、観光客の女性が落下したブナの枯れ枝に直撃され重傷を負った事故をめぐり、女性側が国と県に計1億4885万円の支払いを命じた。佐村浩之裁判長は「事故は近づく程度をどうして防げたかをめぐり、約10分の高さから落ちた長さ約7m、直径約20~40cmの枝に直撃された。両足がまひし、今は歩けず歩行を要する」と述べた。判決によると、奥入瀬は「一帯が園から離れた土地ではないが、近くに

設置の遊歩道や休憩所があり、理髪上、県が管理していたと指摘。事故管理費が毎年、県が十和田周辺の山林を点検し、遊歩道近くの樹木については実際に安全対策を講じていると指摘。また、園の責任も認められた。原告側は「みんなが使っている所なので、常識的な判断を働かせ、このコメントを出した。」

1 国と県は、遊歩道の管理に当たっては、遊歩道の安全確保を怠らなかつたとして、原告側の請求を認めないとした。また、遊歩道の安全確保に当たっては、遊歩道の安全確保を怠らなかつたとして、原告側の請求を認めないとした。

が発生した場合、などは、賠償責任を負わないとされている。⁽⁵⁾

ただ、本件の場合、落枝したのが天然木であり、かつ、事故現場は、厳密に言えば 観光客らが日常的に立ち入ったり通行している場所ではあったわけだが 県が遊歩道敷として正式に貸付を受けている土地ではなかった (判決文中では「空白域」と表現されている)。それらの点がどのように考慮されるか、がポイントとなるであろう。

2. 判決の内容

[事実の概要]

原告は、2003 (平成15) 年8月4日、十和田八幡平国立公園の特別保護地区内に属する、いわゆる「奥入瀬溪流」地内の遊歩道付近を観光 (散策) 中であったところ、地上約10メートルの高さから突然落下してきたブナの木 (天然木) の枝 (長さ7メートル、直径18~41センチメートル) の直撃を受け、胸椎脱臼骨折等の重傷を負い、治療後も重い後遺障害が遺ることとなった [以下「本件」と記す]。

原告は、「国は、当該遊歩道及び当該ブナの木的所有者・管理者であり、青森県はこれらの設置管理者であって、本件事故は、公の営造物であるこれらの設置又は管理の瑕疵により発生した」などと主張して、両者が連帯して原告に対し、治療費、入院関係費、付添費、介護費、労働能力喪失による逸失利益、慰謝料等の支払いを求めた。

国は、「当該ブナの木は公園内に自生した天然木であるから『公の営造物』にあたらない」、などと、又、青森県は、「本件事故現場について管理責任を負わない (いわゆる「空白域」) し、管理行為をする行政上の権限もない。また、落枝を予測しこれを回避することも困難であった」などと反論した。

[第1審判決] 東京地判平18.4.7判例時報1931号83頁

「...本件事故現場は...県が...国から貸付けを受けた本件遊歩道内ではない [が], ...双方の起点から他に通ずる道はなく, これらを利用する者は, 当然本件空白域を利用するほかなく, これらは一続きの遊歩道として利用することが予定されていたと解せざるを得ない形状を成していること [等] ...の事実によれば, ...県は, 本件事故現場を含む本件空白域についても, これを含めた周辺一帯を, 本件遊歩道と一体として観光客らの利用に供していたものというべきである。...したがって, ...本件事故現場付近は, ...県により公の目的のために供用されているというべきである。」

「山林内における落枝は通常見られる自然現象であることからすると, 一般的な事故発生の予見が可能であったことは明らかであり, ...本件事故が不可抗力ないし回避可能性のない場合であるとは認められない。」

「...本件事故は, 被告県の遊歩道の管理の瑕疵により生じたものと認められる。」

「本件ブナの木は, ...自生した天然木ではあるが, これを含む山林は, 三八上北営林署長において管理しているもので, ...管理行為は, 少なくとも本件ブナの木を含めた本件遊歩道に近接した山林部分に存する自然木に対して『支持』をしているものといわざるをえないから, 本件ブナの木が自然木であっても, これが本件事故現場のような多くの人が立ち入る場所にある立木として通常有すべき安全性を欠いた状態にあるときには, その支持の瑕疵に基づく責任が肯定されるというべきである。」

「...被告国は, 本件ブナの木の支持についての瑕疵に基づき, ...損害賠償責任を負う。」

東京地裁は, 以上のように判示し, 県・国が連帯して, 原告に対して

1億4500円余，原告の内縁の夫に対して300万円余を支払うべき旨を命じた。[県，国が控訴]

[控訴審判決] 東京高判平19. 1. 17判例地方自治288号41頁

控訴審判決も，基本的に原審を支持し，県・国の責任を肯定した（但，損害賠償額のうち，逸失利益の算定方法等を改めたため，原告らの受け取るべき賠償の金額が変化したが⁽⁶⁾，この点については是非の評価は，筆者の能力を超えるものであり，ここでは検討の対象としない）。

3. 検 討

(1) 天然木

もとより，「天然木」そのものが営造物とは言い難いであろうが，従来の判例はもともと「営造物」の内容を（本来の語義よりも）かなり広く解しており，そのこと自体は筆者も妥当と考える。ただ，本件にあっては，当該ブナの木（についての国の管理）について，敢えて国家賠償法2条上の論点とはされずに，民法717条（2項）の「工作物責任」の問題として構成されている点が目を引く。「天然木」であるがゆえに，それ自体を「営造物」として構成することに無理を感じたがために，被告らが事故現場一帯の樹木の点検等をしており，又はこれに参加していた点を「支持」ととらえて，それが不十分であった（=瑕疵）として処理をしたということなのであろうか⁽⁸⁾。この点については後に検討してみたい。

落枝による事故で民法717条2項の適用が問題となった先例としては，東京高判昭56. 9. 30判例時報1020号45頁がある。これは，神社の境内地の銀杏の大木の枝が強風により切断・落下し，下にいた人の頭部に当

たつて死亡させた事故にかかるものであるが、結論として、神社側の賠償責任が否定された。しかし、この事故については、落下した大枝そのものに腐朽部分等はなく、強風による通常予期できない大枝の切断・飛散によって発生したものである、という事情があり、本件とはいちおう区別されるべきであろう。

(2) 管理の空白域

判示のとおり、厳密に言えば「管理(すべき)区域」ではなくとも、事実上、遊歩道と一体となって観光客らの利用に供されており、実際に観光客らが歩行している場所であれば、管理責任を負う者(本件の場合、県)としては、当然、彼らの安全を確保しなければならない。落枝があるような状態では、当該遊歩道が「通常有すべき安全性」をもっているとはいえないであろう。この点についても、裁判所の判断は常識的であり妥当であると思われる。

もちろん、通常、人が立ち入らない(立ち入ることを想定していない)ような場所については(物理的に入れるかどうかは別にして)、国や地方公共団体は国家賠償法2条上の管理責任を負わないであろう。この点、公共の用に供されていない池沼は「営造物」ではない、とした東京高判昭50.6.23判例時報794号67頁がある。

国立公園内での事故事例として著名な「鬼ヶ城転落事故」最高裁判決(最3小判昭50.11.28民集29巻10号1754頁)は、観光中に断崖に設けられた周回路のかけ橋から転落し負傷した事故であり、これはまさしく、⁽⁹⁾かけ橋の不備すなわち国家賠償法2条の問題(設置管理の瑕疵)そのものの事案であると見受けられるので、本件と比較することはできない。

(3) 「公の営造物」の捉え方

そこで、裁判所は本件にあって、遊歩道（等）の管理は県の責任（国賠法2条）に、ブナの木は国の責任（民法717条2項）に、と構成しているようであるが、そのように分割しなくとも、「このような国立公園、又は、すくなくとも事故現場付近の（落枝があるような）遊歩道（等）一帯は、通常有すべき安全性を欠いており、その意味で国賠法2条がいうところの『(管理の) 瑕疵』があった」と構成することはできないであろう⁽¹⁰⁾。もともと、「鬼ヶ城転落事故」最高裁判決（前述）が判示しているように、このようなケースでは県・国双方が責任を負うこととするのが妥当（一般人の常識にかなっている）のように思われるし（国賠法3条参照⁽¹¹⁾）、民法717条（2項）の方にこだわりすぎると、「危険を（いくらかでも）察知して何か支持をしていた場合には、その不十分さについて責任を問われる虞があるが、何も手を施さずにおいて倒れる（折れる）にまかせておれば責任を問われない」という不合理な結果を導くおそれがあり、問題であろう⁽¹²⁾。

海面そのものは営造物とはいえなくとも、一般市民の利用に供される海水浴場として地方公共団体が管理している海面は営造物にあたる、とした事例がある（東京地判昭55. 1. 31判例時報956号25頁）。

お わ り に

本件の場合、裁判所判示のとおり、当該ブナの木は枯死していたようであり、さすれば、落枝の危険はある程度予測可能であったと見られよう。もとより、広範囲にわたるであろう公園敷地の安全管理の負担は大ではあろうが、観光客らが日常的に通行・散策等する場所であれば、やはり絶対的な安全性が確保されていなければならない。県・国側の責任の大きさと注意の必要性について警鐘を鳴らした事案であるといえるで

あろう。⁽¹³⁾

[註]

- (1) 1審判決の評釈として、北河隆之・判例地方自治283号109頁、池村好道・同287号21頁など参照。
- (2) 2審判決をも含めた評釈として、佐々木泉顕/宮田康宏・判例地方自治289号4頁、加藤了・同298号81頁など参照。
- (3) 原田尚彦『行政法要論 [全訂第六版]』(学陽書房, 2005) 292-293頁。
- (4) 同前295-296頁。
- (5) したがって、結果責任ではない。同前296頁、室井・芝池・浜川編『コンメンタール行政法 行政事件訴訟法・国家賠償法 [第2版]』(日本評論社, 2006。以下『コンメンタール行政法』と略記) 555頁 [北村和生執筆] など参照。
- (6) 賠償額の増額の点について、前掲(註2)佐々木/宮田評釈 [9頁] 参照。
- (7) 阿部泰隆『国家補償法』(有斐閣法学教室全書, 1988) 202頁。従来の行政法学上の概念いえば、ほぼ「公物」に当たるものと解することができる。前掲 [註5]『コンメンタール行政法』552頁 [北村和生執筆]。また、自然公物でも人工的に管理されているかぎりこれに含まれる、とされる。原田・前掲書(註3) 294-295頁。
- (8) 前掲(註1)北河評釈 [112頁]、同・池村評釈 [23頁] など参照。
- (9) この事故は、絶壁の裂け目にかけてられた長さ約2メートル、幅約70センチメートルのかけ橋の片側に柵が設けられていなかったため、周遊者が転落したものである。評釈として、木村琢磨・行政判例百選 [第5版] 494頁など参照。なお、同種事案としての最1小判平元.10.26判例タイムズ717号96頁(いわゆる「大杉谷転落事故」)は、国は(費用負担の割合が小さいゆえに)国賠法3条の費用負担者にあたらない、と判示した(判旨には疑問があるが、小田原満知子・ジュリスト952号79頁評釈、三木勇次・法律のひろば43巻3号50頁評釈は判旨を支持する)。しかし、本件では、費用負担の点は論点となっていないので、これ以上立ち入らない。
- (10) 前掲(註1)北河評釈 [112頁]は、事故現場付近は、「全体として、… 渓流散策地として機能していたものというべき」であるとする。
また、事実上の管理をしているにすぎない国または公共団体も責任を負

う、とされる。最判昭59.11.29民集38卷11号1260頁。判例地方自治10号92頁。阿部・前掲書(註7)57頁、宇賀克也『国家補償法』(有斐閣,1997)265頁、前掲[註5]『コンメンタール行政法』554頁[北村和生執筆]など参照。

- (11) 宇賀・前掲書(註10)336-339頁は、「鬼ヶ城事故」最高裁判決以降、費用負担の割合が小でも「費用負担者」と認定される傾向がある旨指摘する(宇賀教授はこの傾向を肯定的に評価する)。

阿部・前掲書(註7)58頁は、「国賠法3条は相手方の選択における被害者のリスクを軽減した」と評価する。

- (12) 前掲・加藤評釈(註2)81-82頁参照。
- (13) 前掲(註2)佐々木/宮田評釈[9頁]は、公の施設について「安全性の向上、確保に努めるとともに、万が一の場合における被害者救済の方策についても、様々な工夫をも重ねていく必要がある…」と述べる。